

## 沖縄市ホームページ有料広告掲載取扱要綱

(平成 17 年 3 月 3 日決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、沖縄市（以下「市」という。）がインターネット上に公開している公式ホームページへの有料広告（以下「広告」という）掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告代理店への業務委託)

第 2 条 市長は、広告の募集及び広告の作成等を広告代理店に業務委託することができる。

(広告の種類及び範囲)

第 3 条 ホームページに掲載する広告はバナー広告とし、市民生活の利便性を向上させることができるもの及び公共性を有するもので、その範囲は「沖縄市バナー広告掲載基準」にて定めたものとする。

(広告の掲載順位)

第 4 条 掲載する広告の優先順位は「沖縄市バナー広告掲載基準」で定めたものとする。

(広告の掲載位置)

第 5 条 広告の掲載位置は、市が指定した位置とする。

(広告の掲載料、規格及び制限)

第 6 条 掲載する広告はバナー広告とし、掲載料、規格及び制限は次のとおりとする。

(1) 掲載料金

広告代理店との契約により決定するものとする。

(2) 規格

1 枠 縦 60 ピクセル、横 150 ピクセル 4KByte 以内 GIF 形式

(3) 制限

コントラストの強い画面の反転表示が継続するものは禁止

画面が点滅するものは禁止

(広告の掲載期間)

第 7 条 広告を掲載する期間は、1 ヶ月を単位とし、最長 12 ヶ月とする。

2 広告掲載の開始日及び終了日は別途市長が定める。

(広告掲載の申込み)

第 8 条 ホームページへ広告を掲載しようとする広告掲載希望者は、本市と契約を締結している広告代理店へ申し込むものとする。

(広告主の責任等)

第 9 条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 広告原稿の作成経費は、広告主の負担とする。

(広告の取り消し)

第 10 条 市長は、次の各号の一に該当するときは、掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) ホームページの更新に支障があるとき。
- (2) この要綱に違反したとき。
- (3) その他市長が特に必要があると認めたとき。

(広告掲載料の還付)

第11条 既納の広告掲載料は還付しない。ただし、広告主の責によらない理由により掲載することができなかつたときは、その一部または全部を還付することができる。

(広告掲載の決定)

第12条 市長は、前条に規定する広告掲載の申込みがあつたときは、第3条に基づき掲載の可否を決定する。

2 広告代理店は前項の規定に基づき、掲載が決定した者について、市の指定（第5条の規格）する方法により広告原稿を作成し、市が指定した期日までに提出するものとする。

(個人情報の取扱)

第13条 個人を特定できる氏名、住所、電話番号、メールアドレス等の個人情報の取扱いは「沖縄市個人情報保護条例」に基づき、適正な取扱を行うこととする。

附 則

この要綱は、平成17年3月3日から施行する。